第千九百三十六号

日

四月二日

木 曜

先まで

新 九・今 _ . 0 \equiv

五

平成二十一年

目 次

示

告 示

山梨県告示第百二十九号

路の区域を変更する。その関係図面は、 所において、この告示の日から平成二十一年四月二十三日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の種類 県道

路 線 名 笛吹市川三郷線

Ξ 道路の区域

<u>~</u>	自地	笛	
のアを一冊のを一手可原ノアノ者の一	欠方ち川先から	吹市芦川町中芦川字里道一六二〇番の一	区間
		旧	の 旧別 新
	•	九 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	(メートル)
		三六・〇	(メートル) 長

Щ

梨

県

公

報

第千九百三十六号

平成二十一年四月二日

山梨県告示第百三十号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年四月二十三日まで一般の縦覧に供 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

平成二十一年四月二日

山梨県知事

横

内

正

明

県道	種 道類 路の
韮崎	路
崎 増 富 線	線
線	名
二六番の一地先までいれれ市須玉町江草字横引一〇六十八十十分では、一番の一地先かられたがら、一番の一地先がられたがは、一番の一地のでは、一番の一地のでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、	区間
三八・〇平成二年四日	(メートル) 長
年 四月二日 日	期日開始の

山梨県告示第百三十一号

収納代理金融機関の指定 (平成八年山梨県告示第三十三号) は、 廃止する。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横 内

正

明

山梨県告示第百三十二号

収納代理金融機関の指定 (平成十三年山梨県告示第二百二十三号) は、 廃止する。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横

内 正

明

山梨県告示第百三十三号

収納代理金融機関を次のとおり指定した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第四項の規定により、

平成二十一年四月二日

山梨県知事

横

内

正

明

協同組合	名
言と農業	称
目二番三号	住
丁	所
) 保証金を除く。 金及び雑部金 ・	取扱事務の範囲
除金の人	範囲
平 成 二 十 一 年	指
一 年 加	定年
<u></u> 月 一	月
日	日

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横 内 正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

笛吹市石和町四日市場字白山町一六九〇の一及び一七〇九並びに字大口町一七三二

二 公共施設の種類、位置及び区域 の一及び一七三二の九の区域

水路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県韮崎市円野町上円井三千百三十九番地 株式会社内藤ハウス 代表取締役

内藤 篤

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 完了した。

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横 内 正

明

開発区域 (工区)に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇の一の一部の区域

山梨県北杜市高根町清里三千五百四十五番地 財団法人キー プ協会 理事長 加藤

晃義